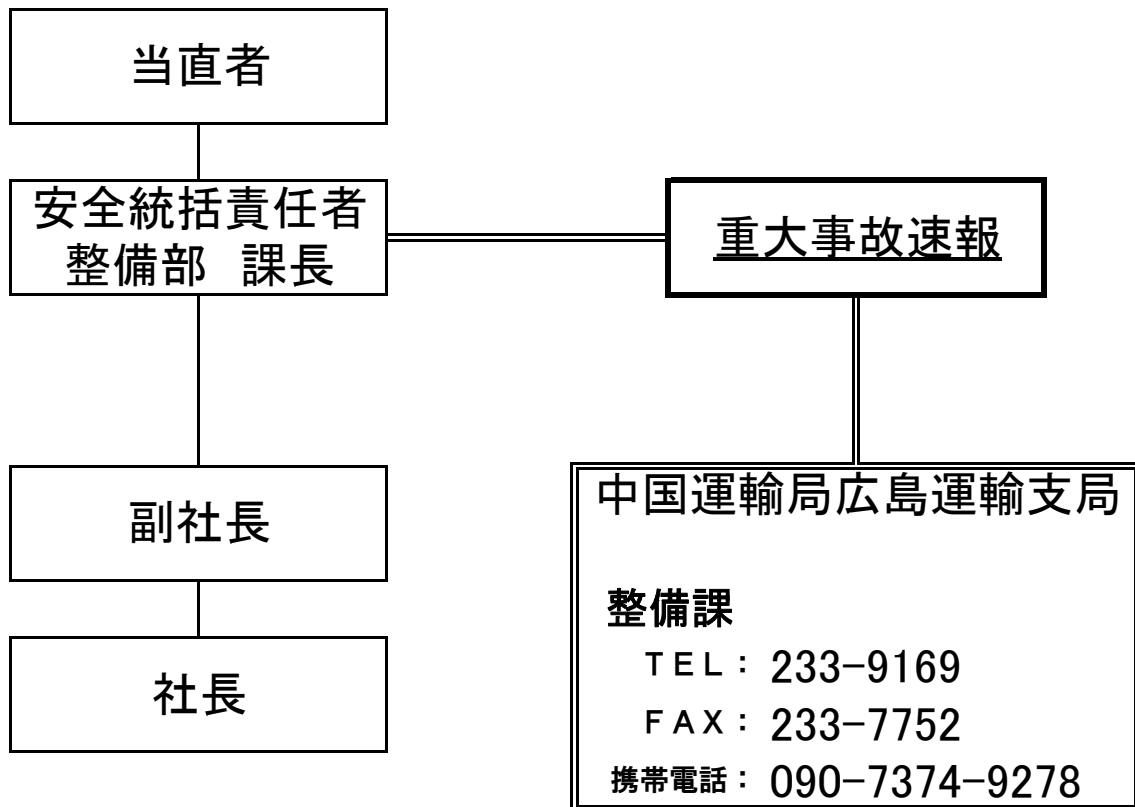


重大事故発生時の連絡体制



1. 当直者は事故の状況を把握し、重大事故に該当する事案については直ちに整備課長へ連絡する。
2. 整備課長は副社長に連絡すると共に、広島運輸支局 整備課へ重大事故速報を行う。

※「重大事故」とは

1. 乗客に1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客に5名以上の負傷者を生じた事故
3. 1名以上の死者を生じた事故(タクシーは第一当事者)
4. 5名以上の重傷者を生じた事故(タクシーは第一当事者)
5. 10名以上の負傷者を生じた事故(タクシーは第一当事者)
6. 飲酒又は酒気帯びによる運行(タクシーは人身事故)
7. 危険物の大量漏洩事故
8. バスジャック事件(未遂、誤報を含む)
9. マスコミ報道等社会的影響が大きいと認める事故